

# 小規模林業だより

第15号

令和4年  
3月発刊

お問い合わせ

高知県小規模林業推進協議会事務局(高知県森づくり推進課)  
ホームページURL <https://kochi-shoukiborin.jp/>  
〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

TEL:088-821-4571

FAX:088-821-4576

## 目次

1. 【トピックス】 労働安全確保に向けた対策の強化について …p.1
2. ワークスタイル ……p.2~3
3. LINE公式アカウント・ホームページの紹介 ……p.3
4. 支援制度の紹介 ……p.4

## 【トピックス】 労働安全確保に向けた対策の強化について



林業従事者の労働環境は、自然条件下で行う重労働も多く労働負荷が高いことなど、依然として厳しい状況にあることから、その改善が重要です。中でも、他産業と比べて極めて高い労働災害の発生率の改善を図ることは喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、本年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、今後10年間を目処に、死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化していくこととなりました。

小規模林業推進協議会会員の皆さまにつきましても、下記の事項に留意していただき、労働安全確保の取り組みを進めてください。

### ○留意事項

- ・ 伐木作業時には、指差呼称を実施して、安全な伐倒方向を確認すること。
- ・ 立木の状況に合った正しい受け口切り、追い口切りを行って、受け口と追い口との間につるを正しく残すこと。
- ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）における禁止事項（かかられている木の伐倒や浴びせ倒し）を遵守すること。
- ・ 伐木等作業ガイドラインにおける禁止事項（かかっている木の肩担ぎやかかっている木の元玉切り、かかり木の枝切り）を遵守すること。
- ・ チェーンソーによる切創災害を防ぐため、下肢の切創防止用保護衣や作業場所、作業状態等に応じた安全靴その他の適当な履物の着用を徹底すること。また、他の部位についても保護眼鏡、耳栓等の保護具の着用に努めること。
- ・ かかり木処理等の対応が困難な場合、熟練従事者の指示を仰ぐなど単独で危険な作業を行わないようすること。
- ・ 技能向上研修や安全講習会等へ積極的に参加すること。
- ・ 労働災害の事例やヒヤリ・ハット事例の情報について、意識的に情報収集に努めること。
- ・ 万が一の事故の発生に備えた、緊急連絡体制の整備や労災保険特別加入制度等の活用について検討すること。

### ○伐木作業の基本的作業方法等

1. 安全な伐倒方向を確認することや正しい受け口切り・追い口切りを行って、受け口と追い口の間につるを正しく残す



出典：チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドライン

### ○かかり木処理の禁止事項

1. 労働安全衛生規則第478条に定められた禁止事項



かかられている木の伐倒



浴びせ倒し

2. チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドラインで定められた禁止事項



かかっている木の肩担ぎ



かかっている木の元玉切り



かかり木の枝切り

出典：チェーンソー作業の安全ナビ（林業・木材製造業労働災害防止協会 発行）

その他活動事例については、  
以下のURL内に掲載中です。



<https://kochi-shoukiborin.jp/>





## 2. ワークスタイル

林業+SUP (サップ)・カヌーガイド

### 林業とSUP (サップ) ガイド

2015年よりご夫婦でSUP (サップ)、カヌーの体験施設「ウィズリバー」を経営、オフシーズンの冬の間副業として林業に従事

四万十市／谷吉 勇太さん、梢さん ご夫妻



#### SUP (サップ)・カヌーガイドと自伐型林業の両立、夫婦で地域と繋がり続ける副業林業の形

四万十川の三里沈下橋のたもとにあるSUP(サップ)・カヌーの体験施設「withRIVER (ウィズリバー)」を2015年より経営され、冬のオフシーズンには四万十市を中心に自伐型林業を副業としてご夫婦で実践されている谷吉ご夫妻。

今回はSUP(サップ)ガイドに、林業に子育てにとご活躍されている、谷吉 梢さんに貴重な女性目線での林業とご夫婦が目指す林業についてお話をうかがいました。



### 旅行がきっかけで四万十川の虜に、最初は移住しよう！と来た訳じゃありません(笑)

▶移住されてからこれまでの経緯を教えてください。

谷吉さん「学生の頃、四万十川をキャンプしながら4泊かけてボートで下ったことがきっかけで、四万十川の虜になりました。その時に知り合った方の紹介で、2012年に四万十楽舎に「田舎で働き隊」として半年間お世話になることに。初めは半年間のバイトくらいのきもちで四万十川へ来たので、移住しよう！として来た訳ではありません(笑)」

### 自伐型林業との出会い

谷吉さん「地元の人との関わりの中で、80を超えても山仕事をしているおじいさんや、自伐型林業という繋がりを作ってくれた方との出会いがあり、私が来た時期が冬季をいうこともあり、自然と山へ行きチェーンソーを握っていました。なんだか女性でもできない訳ではなさそうだと、肌で感じ、それからは土佐の森救援隊の養成塾に通ったりして技術を習得していきました。」



### 夫婦で自伐型林業を実践

▶ご夫婦での役割分担はありますか？

谷吉さん「結婚してからは夫と二人での作業をしています。夫の方が後から林業を始めた形になりますが、あっという間に追い抜かれました。作業の形は、自然と夫が伐倒・造材・搬出。私が道作り。という担当です。夫は汗だくでホカホカ、私はブルブルなんてことがよくあります…笑 あんまりかっちり作業を分けてしまうとよくないので、たまに交代しながらやっています。自伐型林業は、夏場のSUP(サップ)・カヌーガイドの副業としてやるにはぴったりで、自然とこの形になっていました。」



### 副業としての林業、withRIVER (ウィズリバー) の経営



谷吉さん「主な収入は夏の観光業です。四万十川でSUP(サップ)とカヌーの体験ができる施設を6年前(2015年)に夫婦で立ち上げました。ウィズリバーで夏に川にお世話になっているお礼として山で作業をしているという一面もあります。私たちの林業の期間は12月～2月です。本来、林業は田んぼや畑がお休みの期間にやるものだったので、私たちも短い期間の林業で収入もその分少ないですが、この形で良いと思っています。しかし夏は川、冬は山という働き方は本当にちょうどよくて、幸せです。」



## 10年、20年後を見据えた、家族だからこそその林業

▶ご出産を経て家族が増え、これからご夫婦でどのような林業を目指されていますか？

**谷吉さん**「今は間伐をお願いされた山主さんの山へむかって、道を入れているところです。この先数年は道作りがメインなので、収入は少なく、補助金が頼りの状況です。さらに山が急で木が鹿の食害にあっている、条件も悪いです。しかし、10、20年後の間伐の際に収入が上がるようにできれば良いと思っています。少し前までは、1日のノルマを決めて焦って作業してなんとか日当を稼いで、という状況でしたが、本業のウィズリバーの収入が安定してきたこともあり、林業は10年、20年単位での収益の考え方を意識するようになりました。橋本先生も言っていました「夫婦でやるから苦しい時も乗り越えられる」

山に負担をかけないような林業をしようと思ったら、収入が苦しい時期はどうしてもあると思います。そんな時は二人で山へ行っても、一人分の日当が稼げれば夫婦でやれば暮らしていけます。」



## これから自伐型林業を始めたい方へ

▶これから自伐型林業を始める、始めたい方へアドバイスをお願いします。

**谷吉さん**「自伐型林業を始めたい方は、自伐型林業×〇〇という仕事の形で考えるのが良いと思います。何事も徐々に、林業のスタートも、初めは趣味・ボランティアから、週末林業へ、季節林業へ、専門林業へとステップアップで。とにかく長い目で見るように意識するよう努力することが良いと思います。とても難しくてもどかしいですが、山のマッチングはご縁もありますが、自分の力ではどうしてもできないところがあるので、これは公共の機関に助けを借りられる仕組みがあると本当に助かりますね。山とやる気さえあれば自伐型林業は勝手に盛り上がっていくと思うんですが…山の確保、難しい問題です。」



## 女性が輝く道、「誰よりも丁寧な道作りに日々精進しています。」

▶それでは最後に女性目線でのアドバイスをお願いします。

**谷吉さん**「女性目線としては、男性に頼れるところは頼る、男性と同じ仕事をしようと思って同じ重さのチェーンソーを使えるようになるのはナンセンスだと思います。私はスチールの35ccチェーンソーを使っていますが、これで今の現場の大体の木は伐れます。（伐れない時もあります。）夫のハスクの50ccのチェーンソーはエンジンすらかけられません（笑）木組みの際の釘打ちもできません、できないから、代わりに夫が釘打っているときは明るく応援しています（笑）重機で道作りをするときは男性も女性も変わりありません。ここを秀でるのが女性が輝く道なのではないかなと思って、日々精進しています。」



## 谷吉さんご夫婦が経営する四万十川のSUP&CANOEの体験施設「ウィズリバー | withRIVER」

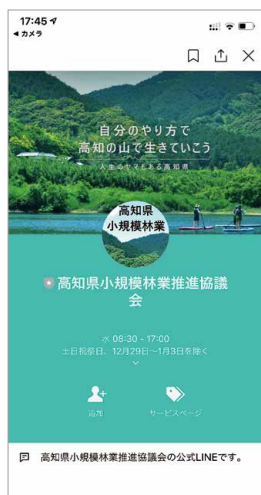
withRIVER（ウィズリバー）は沈下橋のもとにある体験施設です。四万十川で60分のおでがる体験や半日の川下りツアーを開催しています。家族経営なのでちょっぴりアットホーム。



## 3. 専用LINEアカウント・ホームページの紹介

### 小規模林業推進協議会 LINE公式アカウント

支援制度のご案内や自伐林家の取材記事などを配信しています。QRコードからぜひ友達追加をしてみてください！



### 【URL】 <https://kochi-shoukiborin.jp/>

会員の活動事例や支援制度の紹介、協議会の開催など様々な情報を掲載していきます。

ぜひ、御覧ください。

小規模林業

検索



## 4. 支援制度の紹介

### 機械のレンタルを支援します。

#### 機械のレンタル

作業道を作設するためのバックホウや、林内で間伐した丸太を運ぶための林内作業車などの林業機械のレンタルに対して支援をします。

#### ▶レンタル料等を補助します。

補助対象経費	補助率等	補助要件
レンタル及び回送に要する経費（消費税を除く）	2分の1以内 レンタル期間は3か月以内	バックホウ（0.25㎡規格相当以下）、林内作業車、ダンプトラック等、木材の集材・運搬に必要な機械

上記のお問合せ **高知県木材増産推進課**  
**TEL.088-821-4876**

### 安全装備の導入を支援します。

#### 安全装備

労働災害を防止するために着用する安全装備等の導入に対して支援をします。

#### ▶安全装備購入費等を補助します。

補助対象経費	補助率等	補助対象品
安全装備等の購入費 ただし、指定された3つの特別教育をすべて受講した者	定額 ただし、1人当たり4万円が上限	保安帽、防振手袋、チェーンソー防護服など

上記のお問合せ **林材業労働災害防止協会高知県支部**  
**TEL.088-856-5721**

### 林業の担い手確保のために支援します。

#### 間伐

自分で、自分の山の手入れをする場合

対象林齢	11～60年生	31～60年生
事業名	公益林保全整備事業（保育間伐）	森林整備支援事業（搬出間伐）
事業規模	0.1ha以上／施行地	
伐採率	30%	30% 20%
補助条件など	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な人工林	国庫補助事業の対象とならない人工林
補助金額	定額 80,000円/ha	定額 183,000円/ha 定額 122,000円/ha

上記のお問合せ **高知県木材増産推進課** **TEL.088-821-4602**

#### 作業道

間伐材の搬出等を行うために必要な作業道を整備する場合

補助事業内容	補助金額		
	作業道路網の種類	路面整備	開設
作業道1.5m（幅員2.0m未満）	1mあたり100円	1mあたり500円	
作業道2.0m（幅員2.5m未満）	1mあたり130円	1mあたり800円	
作業道2.5m（幅員3.0m未満）	1mあたり150円	1mあたり1,000円	
作業道3.0m（幅員3.0m以上）	1mあたり200円	1mあたり1,500円	

### 現場での技術指導や安全対策を支援します。

#### アドバイザー派遣

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーを派遣します。派遣日数は最大3日間まで、会員の方の自己負担はありません。

#### ▶派遣アドバイザーに支払う報償費を補助します。

補助対象経費	補助率等	補助要件
①アドバイザーへの報償費 ②アドバイザーへの旅費	定額。 ただし、報償費は1日当たり2万4千円、宿泊費は7千3百円、旅費は9千円を上限とします。 （※派遣日数は1人当たり最大3日間まで。1回/年限り。） （※通算で3年間しか利用できないものとします。）	アドバイザー派遣を申請する者が会員であること

#### 先進地現地研修

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーの事業地を訪問する事業です。

#### ▶現地アドバイザーに支払う報償費を補助します。

補助対象経費	補助率等	補助要件
アドバイザーへの報償費	定額 ただし、報償費は1日当たり2万4千円を上限とします。 （※派遣日数は1人当たり最大3日間まで。1回/年限り。） （※通算で3年間しか利用できないものとします。）	先進地現地研修申請者が会員であること

### 現場での安全対策を支援します。

#### 保険

作業中の思いがけない事故による怪我への補償に備えて、傷害総合保険への加入に対して、助成をします。

#### ▶保険加入に要する掛金を補助します。

補助対象経費	補助率等	補助要件
傷害総合保険加入に要する掛金	2分の1以内 ただし、掛金は1人当たり2万7千円以内 ※補助額1万3千5百円が上限	傷害保険加入者が会員であること

#### 医療

労働安全衛生の向上を目的に、小規模林業を実践する方が、蜂刺され対策として医療機関に支払う医療費に対して、助成をします。

#### ▶蜂刺され対策として医療機関に支払う経費を補助します

補助対象経費	補助率等	補助要件
蜂刺され対策として、医療機関に支払う経費 ※経費対象は、蜂アレルギー血液検査、処方登録受託医師診察料、自己注射管理指導料、自動注射器購入費、毒液吸引し救急用具、スズメバチ忌避剤 他	2分の1以内 ※自動注射器購入については1人1個までとし、購入費の補助金の額は5千円を上限	購入者が会員であること

上記のお問合せ **林材業労働災害防止協会高知県支部** **TEL.088-856-5721**